

主要地方道呉平谷線道路改良工事における保安林内作業許可等の未申請事案に係る再発防止に向けた今後の取組について

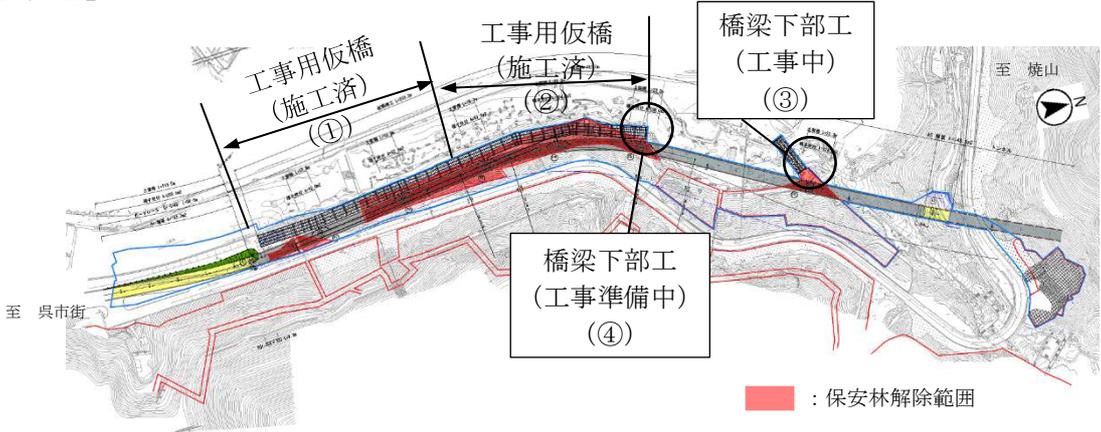
1 要旨

主要地方道呉平谷線道路改良工事（呉市上二河町）において、森林法に基づく保安林解除申請を行っていたが、必要な手続きを完了する前に工事契約や工事を実施したことから、その原因を報告するとともに再発防止に向けた取組を進める。

2 経緯

時期	内容
R2. 12. 25	呉平谷線に係る保安林解除申請書を提出（同日、受理）
R3. 2. 1	西部建設事務所呉支所（以下、「呉土木」とする）が工事用仮橋の工事を契約（①）
R3. 3. 17	呉土木が発注した工事用仮橋の工事に着手（①）
R3. 3. 18	西部農林水産事務所呉農林事業所（以下、「呉農林」とする）から呉土木へ申請内容に係る確認依頼があり回答
R4. 1. 11	呉土木が工事用仮橋の工事を契約（②）
R4. 3. 3	呉農林から呉土木へ申請に係る確認依頼（未回答）
R4. 10. 18	呉土木が橋梁下部工事を契約（③）
R5. 11. 14	呉土木が橋梁下部工事を契約（④）
R5. 12. 15	呉農林から呉土木へ申請に係る確認依頼の整理状況について問合せあり
R5. 12. 18	保安林内作業許可申請の手続きが未実施であることが判明 ③と④の工事中止を指示
R5. 12. 28	保安林の解除に係る県報告示
R6. 2. 7	呉農林から保安林内作業許可に係る通知があり、③と④の工事を再開
R6. 2. 22	工事等の執行にあたり、森林法を遵守する旨の文書を関係部署に通知

【位置図】



【保安林解除手続について】



3 本事業の問題点

- (1) 保安林内作業許可申請を行わず、許可を得ないまま工事に着手したこと

【原因】

当該工事にあたっては、保安林内作業許可が必要であることについて所内で共有されていなかった。また、工事着手までに許可を得ることの重要性について、意識の徹底が図られていなかった。

- (2) 保安林解除申請に係る手続きが長期間滞っていたこと

【原因】

保安林解除の手続きが未了であることについて所内で共有されていなかったため、許可権者からの質問についても共有されていなかった。

また、許可権者においては、標準処理期間内に事務処理を行うという意識の徹底が図られていなかった。

4 今後の対応（再発防止）

- (1) 法令順守の徹底

保安林解除に係る手続きについて、改めて職員研修を実施し、コンプライアンスや許認可手続きに係る標準プロセスについて徹底を図る。

- (2) 責任の明確化

許可申請に必要な手続きを着実に実施するため、各プロセスにおける責任者として、許可申請は所属長、申請後の照会回答は主務課長として改めて周知する。

- (3) 手続き状況の確認

申請者・許可権者双方で申請状況の確認を徹底することにより、確実に手続きを進める。

- (4) 申請者における関係法令の手続き漏れの防止

関係法令の確認をチェックリストで再度徹底するとともに、工事等の発注に際しては、関係法令の許認可状況を添付する。合わせて、関係法令の手続き漏れを防ぐため、DoboX等のシステムを活用し複数の職員でチェックする。

- (5) 許可権者における手続き状況の進行管理方法の改善

保安林解除の事務管理台帳について、農林水産事務所・本庁で一元化した様式とし、各担当者が事前相談時から解除まで、随時入力・報告・共有する。また、係長・GLは定期的（月1回）に内容について確認の上、結果について本庁、農林水産事務所間で共有する。